

南丹市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の施設又は市が実施する事業等（以下「対象施設等」という。）の愛称を命名する権利を民間事業者等に付与することにより、民間事業者等の地域貢献及び広告機会の創出、施設の魅力向上及び新たな財源の確保を目的として、ネーミングライツ事業実施に係る必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市との契約に基づき、対象施設等に条例等で定める名称に代えて使用する愛称を命名する権利をいう。
- (2) 民間事業者等 法人又は事業を営む個人をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 市との契約によりネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市が民間事業者等と契約を締結し、当該事業者がネーミングライツを付与するとともに、その対価としてネーミングライツ料を得る取組をいう。

(基本原則)

第3条 市長は、対象施設等の設置目的に支障を生じさせない範囲においてネーミングライツ事業を実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業により市が得たネーミングライツ料については、当該ネーミングライツ事業の対象施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。
- 3 ネーミングライツの付与期間はおおむね3年以上10年以内とし、利用者の混乱を避けるため、原則として付与期間中の愛称変更は行わないものとする。また、契約更新時には当該パートナーに対して優先的に交渉の機会を与えるものとする。
- 4 ネーミングライツ事業の期間中は、対象施設等の名称として愛称を使用するものとする。ただし、必要に応じて条例、規則等に規定する当該対象施設等の名称を使用することができるものとする。

(応募資格)

第4条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する民間事業者等は、次の各号のいずれ

れにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したもの
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらに類するもの
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中のもの
 - (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (5) 公的機関・行政機関から入札参加停止（指名停止）を受けているもの
 - (6) 南丹市税を滞納しているもの
 - (7) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
 - (8) その他市長が適当でないと認めるもの
- （愛称の表記方法）

第 5 条 ネーミングライツ事業により、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）が表記する愛称は、対象施設等の設置目的にふさわしく、市民及び対象施設等利用者に親しみやすく、分かりやすいものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - (4) 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (6) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - (7) その他施設等に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、愛称の表記方法は、ネーミングライツ事業を実施する対象施設等ごとの募集要項に定めるものとする。
- （対象施設等）

第 6 条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、スポーツ施設、文化施設、道路、公園などの市有施設又は当該施設の一部、又はイベントや講座などのソフト事業とする。ただし、市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は、対象外とする。

- 2 ネーミングライツ事業を実施しようとする施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理を

行っている施設等又は管理を行うこととしている施設等をいう。以下同じ。)の場合は、市長と指定管理者が協議するものとする。

(パートナーの募集)

第7条 ネーミングライツ事業のパートナーの募集は、原則として、公募するものとする。

- 2 前項の公募に際しては、施設等ごとに、命名権料その他必要な事項について、募集要項等を定め、市ホームページ、広報紙等への掲載等により広く募集するものとする。ただし、市長が公募によることが適当でないと判断する施設等については、公募によらないことができる。

(応募手続)

第8条 ネーミングライツ事業に応募しようとする民間事業者等(以下「応募者」という。)は、南丹市ネーミングライツ事業申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 南丹市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書(様式第2号)
- (2) 会社等概要書類
- (3) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (4) 直近3か年の決算報告書類、又は確定申告書
- (5) 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- (6) 印鑑証明書
- (7) 南丹市税に未納が無いことを証する書類(直近1年分)
- (8) 地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画
(任意様式)
- (9) その他市長が必要と認めるもの

- 2 所管課は、応募者に対して必要に応じて応募の内容についてヒアリングを実施することができ、また追加資料の提出を求めることができる。

(審査)

第9条 ネーミングライツ事業に係る審査は、当該ネーミングライツ事業を導入する施設等を所管する部署において、審査委員会を設置し、実施するものとする。この場合において、審査に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(決定)

第10条 市長は、審査委員会の結果を尊重し、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定するものとする。この場合において、市長は、応募者に対し、南丹市ネー

ミングライツ事業(採用・不採用)決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、当該優先交渉者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

(契約の締結)

第11条 市長は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入等)

第12条 パートナーは、ネーミングライツ料を原則として年度ごとに一括で納入するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、パートナーと協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

(契約の解除)

第13条 パートナーは、都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

- 2 パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、南丹市ネーミングライツ事業契約解除申出書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。
- (2) 法令に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。
- (3) 社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 契約条項に違反したとき。
- (5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、南丹市ネーミングライツ事業採用取消通知書(様式第5号)により命名権者に通知するものとする。

- 3 前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合は、第12条の規定により既に納入、提供等されたネーミングライツ料については、返還しない。

(費用負担)

第15条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ、広報紙等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、パートナーが負担するもの

とする。

- 2 契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とする。

(指定管理者との協議)

第 16 条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、市長、指定管理者及びパートナーとの間で、必要な事項について、協議するものとする。

(京都府屋外広告物条例等の遵守)

第 17 条 パートナーは、施設等への愛称の表記については、京都府屋外広告物条例(昭和 28 年京都府条例第 30 号)及び南丹市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則(平成 18 年南丹市規則第 136 号)その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(愛称変更の禁止)

第 18 条 ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の場合においては、変更の可否についてパートナー及び指定管理者と協議することとする。

(次回の契約)

第 19 条 契約期間終了後の次回募集に際して、当該パートナーに優先的に交渉の機会を与えることができるものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

南丹市長 様

事業者等名

所 在 地

代 表 者 名

⑨

南丹市ネーミングライツ事業申請書

南丹市ネーミングライツ事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象施設等	
ふりがな 愛称（案）	
愛称（案）の 提案理由	
ネーミングライツ料	年額 円 【 年間合計 円 】
ネーミングライツ 付与期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 年間）
パートナー特典 に係る提案	（愛称の命名以外に御社等の希望する特典があればご記入ください。）
附帯提案	（ネーミングライツ料の他、ご提案いただける附帯的な提案がある場合はご記入ください。）

<担当>

所属部署：

役職・氏名：

連絡先 TEL：

FAX：

E-mail：

<添付書類>

☐ 南丹市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（様式第2号）

☐ 会社等概要書類

☐ 直近3か年の決算報告書類、又は確定申告書

☐ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

☐ 印鑑証明書

☐ 南丹市税に未納が無いことを証する書類（直近1年分）

☐ 地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（任意様式）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

南丹市長 様

事業者等名

所 在 地

代 表 者 名

㊞

南丹市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書

ネーミングライツ事業の応募にあたり、南丹市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する条件に該当しないため応募資格を満たしていることを誓約します。

この誓約が事実と相違することが判明した場合は、南丹市が行う一切の措置について異議の申立ては行いません。

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市ネーミングライツ事業（採用・不採用）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、南丹市ネーミングライツ事業について、南丹市ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	採用 不採用（理由）
施設等の名称	
愛称	
ネーミングライツ料	年額 円 【 年間合計 円 】
ネーミングライツ 付与期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
その他	

様式第 4 号（第 13 条関係）

年 月 日

南丹市長 様

事業者等名

所 在 地

代 表 者 名

印

南丹市ネーミングライツ事業契約解除申出書

南丹市ネーミングライツ事業実施要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施設等の名称	
愛称	
ネーミングライツ料	年額 円 【 年間合計 円 】
ネーミングライツ 付与期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
契約解除の理由	

年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市ネーミングライツ事業採用取消通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定をしたネーミングライツ事業については、次の理由により、採用を取り消しましたので、南丹市ネーミングライツ事業実施要綱第 14 条第 2 項の規定により通知します。

なお、既に納入されましたネーミングライツ料については、同条第 3 項の規定により、返還しません。

また、当該採用取消による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、同要綱第 15 条第 2 項の規定により、パートナーの負担とします。

施設等の名称	
取消年月日	年 月 日
取消理由	
原状回復期限	年 月 日